

(目 的)

第1 この要項は、群馬大学医学部附属病院医療業務安全管理委員会規程第3条第11号の規定に基づき、中心静脈カテーテル挿入時に、重篤な合併症が多く報告される状況に鑑み、財団法人日本医療機能評価機構認定病院患者安全推進協議会が作成した、中心静脈カテーテル挿入(Central Venous Catheterization) (以下「CVC」という。)に関する指針を基に群馬大学医学部附属病院に CVC インストラクター及び CVC 認定医に関する資格制度を設置し、CVC に対する安全性の強化を図ることを目的とする。

(CVC インストラクター)

第2 CVC 及び教育に関する十分な知識、技術並びに経験を持ち、本院の CVC の質と安全の強化に努める者を、CVC インストラクターとして病院長が任命する。

2 CVC インストラクターは、次の各号に掲げる要件を満たしたうえで、書類審査及び実技試験で適当と判断された者とする。

(1) 第3に規定する CVC 認定医に任命されている常勤の医師・歯科医師であること。

(2) 次に掲げるいずれかの CVC の指導に関するセミナーを修了していること。

ア 日本医学シミュレーション学会の指導者養成コース

イ CVC 指導者講習会等で、第8に規定する CVC インストラクター代表者会議が認めたもの

(3) 申請時まで十分な CVC 指導経験を有すること。

(4) 本院が実施する CVC に関するセミナーにファシリテーターとしての参加経験があり、CVC インストラクターから CVC に関して十分な知識、技術、経験があると認められていること。

(5) 所属長の推薦があること。

3 CVC インストラクターの役割及び業務は、次のとおりとする。

(1) 常に CVC 技術の研鑽、知識の更新に努めること。

(2) CVC 認定医の養成に必要なセミナー等に講師として参加すること。

(3) CVC 認定医の申請者に対し、実技試験を実施すること。

(4) CVC 認定医でない者(以下、「非認定医」という。)が CVC を行う場に立ち合い、直接指導し、CVC 実施記録(チェックリスト)の入力指示及び内容確認を行うこと。

(5) CVC に関する基準等を全ての医師に周知すること。

4 CVC インストラクターの任期は2年とし、任期中の実績に基づき、更新することができる。

(CVC 認定医)

第3 CVCに関する十分な経験を持ち、本院のCVCの質と安全の強化に努める者を、CVC認定医として病院長が任命する。

2 CVC認定医は、医師免許又は歯科医師免許取得後、2年以上の臨床経験があり、CVCに関する十分な経験のある者で、資格認定セミナー、予備試験及び実技試験で適当と判断された者とする。

3 CVC認定医の役割及び業務は、次のとおりとする。

(1) 単独でCVCを行うことができる。

(2) CVCインストラクターの承認を得て、CVCインストラクターの代理として、非認定医がCVCを行う場に立ち合い、直接指導し、CVC実施記録の入力指示及び内容確認を行うこと。

(3) CVC時あるいは遅発性の重篤なインシデントが生じた場合に、CVCインストラクター及び医療の質・安全管理部に速やかに報告すること。

(4) CVカテーテルの管理に関する最新の知見を得ること。

(5) 中心静脈管理マニュアルを熟知すること。

(6) CVカテーテルの管理を行うこと。

(7) CVC実施記録(チェックリスト)の入力・管理を行うこと。

4 CVC認定医の任期は2年とし、任期中の実績に基づき、更新することができる

(非認定医)

第4 非認定医は、単独でCVCを行ってはならない。

2 第3の第2項に規定する資格認定セミナーを受講し、一定の技能を修得した非認定医は、CVCインストラクターまたはCVCインストラクターが承認したCVC認定医の立ち会いのもと、臨床でのCVCを行うことができる。

3 前項の場合における穿刺の回数は2回を上限とし、2回を超える場合は、CVCインストラクター又はCVC認定医が行わなければならない。

4 非認定医のCVCに立ち会うCVCインストラクター又はCVC認定医は、患者安全への十分な配慮を行うとともに、必要に応じて速やかに自らが手技を交替することのできるように準備しなければならない。

(緊急時の対応)

第5 緊急でCVCを行う必要がある場合であって、CVCインストラクター又はCVC認定医が不在のときに限り、非認定医が単独でCVCを行うことができる。この場合において、単独で実施したことに対して責任は問われない。

2 非認定医は、CVC実施後速やかに、CVC実施記録(チェックリスト)を入力し、CVCインストラクター代表者会議は当該CVCの妥当性について検証し記録を残すものとする。

(資格取消)

第6 次の各号に掲げる場合、CVCインストラクター又はCVC認定医の資格を取り消す。

- (1) 病院長が、CVC インストラクター又は CVC 認定医として不適当と考えられる者について、CVC インストラクター代表者会議に対して、資格の取り消しに係る審議を行わせ、審議の結果、不適当とされた場合
- (2) 任期の更新が認められなかった場合
- (3) 本院を退職した場合
(資格復帰)

第7 CVC インストラクター又は CVC 認定医であったが、退職等で資格を取り消されていた者から申請があった場合で、CVC インストラクター代表者会議が承認した場合、病院長は CVC インストラクター又は CVC 認定医として任命する。

(CVC インストラクター代表者会議)

第8 CVC インストラクター・CVC 認定医制度の円滑化を図るため、CVC インストラクター代表者会議（以下「代表者会議」という。）を置く。

2 代表者会議は、次の各号に掲げる代表者をもって組織する。

- (1) 病院長が任命したインストラクター 10～20 人
- (2) 医療の質・安全管理部から選出された職員 若干人
- (3) 看護部から選出された職員 若干人
- (4) 地域医療研究・教育センターから選出された職員 若干人

3 前項第1号の代表者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の代表者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 代表者会議に議長を置き、代表者の互選で選出し、病院長が任命する。議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した者が、その職務を代行する。

5 議長は、代表者会議を招集する。

6 代表者会議は、少なくとも年1回以上開催する。

7 代表者会議の業務は、次の各号のとおりとする。

- (1) CVC 手順及び非認定医の教育方法等に係る討議
- (2) CVC インストラクター及び CVC 認定医資格の認定、取消、資格復帰、更新等に係る審議
- (3) CVC インストラクター及び CVC 認定医名簿の作成
- (4) CVC に関するインシデント情報のフィードバック
- (5) CVC 実施記録（チェックリスト）の検証及び保存
- (6) その他、CVC に対する安全性の強化に関すること。

(事務)

第9 CVC インストラクター・CVC 認定医制度に関する事務は、昭和地区事務部総務課において処理する。

(雑則)

第10 この要項に定めるもののほか、CVC インストラクター・CVC 認定医制度に関して必要

な事項は、代表者会議の議を経て、別に定める。

(要項の改廃)

第 11 この要項の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正，その他軽微な改正に関しては、病院運営会議への付議を省略することができる。

附 則

- 1 この要項は、令和5年1月4日から施行する。
- 2 この要項施行後、最初の代表者の任期は、第8第3項の規定に関わらず、令和5年3月31日までとする。